

令和元年

第 1 1 回八頭町議会定例会

提案理由書

令和元年 1 2 月 5 日

議案第117号

町道ホウキ線道路災害復旧工事（30年災第331号）請負変更契約の締結について

町道ホウキ線災害復旧工事（30年災第331号）につきましては、平成30年11月30日の契約議決を得て、現在、町道ホウキ線災害復旧工事（30年災第331号） 岡島建設・中田組特定建設工事共同企業体 代表者 八頭郡八頭町久能寺519番地 岡島建設有限会社 代表取締役 岡島勝宏（おかじま かつひろ）氏が工事を施工しておりますが、令和元年11月27日に変更仮契約を締結いたしました。

変更の内容は、工期を令和2年3月27日まで延長するもので、工期の延長理由は、令和元年6月10日から令和元年10月20日の123日間、出水期間となり、河川管理者との協議により施工できなくなったため、完了するまでに一定の期間を要したことによるものです。

議案第118号

財産の貸付について（旧安部小学校）

本議案は、旧の安部小学校を、一般社団法人山本虎之助記念館 代表 山本虎之助氏に有償で貸し付けようとするものであります。

この度、旧の安部小学校を活用し、一般社団法人山本虎之助記念館が計画している事業は、地域住民向けの絵画のワークショップ、山本虎之助氏の絵画の展示、絵画制作等であり、それらの事業により、町民はもとより、多く皆様方の芸術文化に触れる場を設け、心豊かで活力ある社会形成に寄与しようとするものであります。

貸付財産は、旧安部小学校の土地及び建物（旧校舎2階、「図書室」「教材室」「教室1」「教室2」「多目的ホール」）で、土地面積、建物面積とも341.458平方メートルであります。

貸し付けに際しましては、先ほど申し上げました法人が計画している事業を行うことに加えて、町や地域団体が行う事業に協力することを条件とし、貸し付け部分の改修につきましては、法人が行うものです。

貸付期間は、令和2年1月1日から令和6年3月31日までの4年3か月、賃料は、年額96,680円とします。

議案第119号

八頭町営住宅条例の一部改正について

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が平成30年6

月20日に公布され、令和2年4月1日から施行されます。

この法律の改正により、個人根保証契約については、極度額を定めなければ効力を生じなくなりますし、町営住宅の退去時に通常損耗分の現状回復義務を賃借人が負わないことについて規定が明文化されます。また、入居者に通常損耗分の負担を求める場合には、当該費用負担について条例で定める必要がありますので、この度、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第120号

八頭町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険税の賦課方式につきましては、全国的に所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から所得割・均等割・平等割の3方式へ移行する市町村が増加しております。

このことを踏まえ、今年、5月17日の八頭町国民健康保険運営協議会において、令和2年度から、現在の4方式から3方式に移行する答申をいただきました。今回、運営協議会の答申を尊重させていただきまして、3方式への賦課方式へ、必要な改正を行おうとするものです。

内容につきましては、今年の7月から8月にかけて、町内14か所で行った行政懇談会で説明を行い、住民の皆様にもご意見を伺ったところ
です。

税率につきましては、資産割を廃止し、鳥取県標準保険税率へ近づけるように設定しております。

なお、今後の税率設定ですが、最終的には来年5月の運営協議会で再度審議し、議会に諮り、令和2年度の税率を決定する予定となっております。

議案第121号

八頭町簡易水道事業給水条例の一部改正について

八頭町上下水道運営審議会へ、今年の春、将来にわたり上下水道事業を健全に経営できるよう使用料金の改正について諮問を行い、令和元年11月に答申がありました。

今回、審議会の答申を尊重し、八頭町簡易水道条例の一部を改正させていただき、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

答申では、現時点での簡易水道事業の経営状況は比較的良好で、現行の

料金水準は妥当であるが、令和元年10月の消費税率引き上げ分の改定が必要との内容でありました。これに合わせまして、内税（税込）から外税（税抜）への料金設定に変更することが妥当とのご意見をいただいたところです。

改定内容は、一般用、営業用とも一月あたりの基本料金を7立方メートルまで1,100円であったものを税抜金額の1,018円に、1立方メートルあたりの超過料金も税抜金額とし、基本料金と超過料金を合わせた額に消費税額に相当する額を加えた額とするものです。水道加入手数料についても、税抜金額に消費税相当額を加えた額に改正しようとするものです。また、水道法改正により、指定給水装置工事事業者の指定に係る申請手数料について、申請者から手数料を徴収するよう併せて改正するようしております。

議案第122号

八頭町公共下水道条例の一部改正について

議案第123号

八頭町農業集落排水施設条例の一部改正について

議案第124号

八頭町小規模集合排水処理施設条例の一部改正について

議案第125号

八頭町合併処理浄化槽施設条例の一部改正について

議案第122号から議案第125号につきましても同様に、八頭町上下水道運営審議会の答申を尊重し、八頭町下水道条例等の一部を改正させていただき、令和2年4月1日から施行しようとするものです。

答申では、現在、下水道事業の経営状況は一般会計からの繰入で赤字補填している現状から、使用料引き上げの検討が必要ということでもあります。また、現在、一般家庭分は使用水量に基づかない世帯員割で算定する使用料体系のため、受益者間の負担公平性に欠けるものであり、使用水量による従量料金制への移行体制完了後に再検討することが妥当であるとの内

容でありました。

現時点では、水道使用料と同様、令和元年10月の消費税率引き上げ分の改定が必要で、これに合わせて、内税（税込）から外税（税抜）への料金設定に変更することが妥当とのご意見をいただきました。

改定内容は、一般家庭の一月あたりの使用料基本料金を2,300円であったものを税抜金額の2,129円に、1人増すごとの加算額を440円から税抜金額の407円とし、基本料金と人員加算料金を合わせた額に消費税額に相当する額を加えた額とするものです。

また、水道水等を使用した一般家庭以外の使用料基本料金を7立方メートルまで2,300円であったものを税抜金額の2,129円に、1立方メートルあたりの超過料金も税抜金額とし、使用料基本料金と超過料金を合わせた額に消費税額に相当する額を加えた額に改正しようとするものです。

議案第126号

令和元年度八頭町一般会計補正予算（第7号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,433万8千円を追加しようとするものです。

歳入の主なものを申し上げますと、国庫支出金は、生活保護費国庫負担金、1,500万円余、社会資本総合交付金、940万円余を計上し、県支出金は、地籍調査事業費県補助金、260万円余を追加しております。

また、町債では、町道大隼線改良事業債、630万円、緊急防災・減債事業債、900万円の計上です。

次に歳出です。総務費では、家庭用発電設備等導入事業、190万円、賦課徴収事業、310万円余を計上しました。

民生費は、後期高齢者医療給付費負担金、1,500万円余、生活保護扶助費、2,000万円余の追加です。

土木費では、町道大隼線改良事業として、1,650万円余、町営住宅管理費、300万円の計上です。

教育費は、小・中学校管理運営費でトイレの様式化等にそれぞれ1,640万円余、1,040万円余を、また、大御門体育センター管理費として、330万円余を計上しております。

予備費は、6,040万円余を減額し調整をしております。

議案第127号

令和元年度八頭町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

今回の補正によります既定の歳入歳出予算総額の変更はありません。

歳出では、簡易水道施設の一般管理費、492万円余を追加し、予備費を減額しています。

議案第128号

令和元年度八頭町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,249万9千円を減額しようとするものです。

歳入の主なものでは、下水道施設整備事業債、770万円、過疎下水道施設整備事業債、480万円を減額しました。

歳出では、下水道長寿命化事業費、3,653万円余を減額し、ストックマネジメント事業、4,121万円余りを計上し、予備費、1,718万円余を減額し、調整をしています。